# あんしん相続通信

令和元年秋号

## 配偶者の税額軽減
## 活用のポイント

「配偶者の税額軽減は、目先の相続税にこだわると、損をする」

相続税では、被相続人死亡後の配偶者の生活を守るため、「配偶者の税額軽減」という特例が設けられており、一定割合まで配偶者に財産を渡しても、相続税はかかりません。

今回は、この特例を最大限有効に活用するためのポイントを伝授します。

目次


1. 配偶者の税額軽減とは・・・
2. 配偶者の税額軽減を上手に活用するポイント



マネーコンシェルジュ税理士法人
ビジネスサクセション株式会社

【住所】〒530-0054　大阪府大阪市北区南森町2-1-29　三井住友銀行南森町ビル3F
〒107-0052　東京都港区赤坂8-13-19インペリアル赤坂1番館512号
【電話】0120-516-264／06-6450-6990
【FAX】06-6450-6991
【メール】info@money-c.com
【HP】https://www.money-c.com/gyoumu/souzoku.htm
【担当者】村田　直／今村　京子／今村　仁／木下　洋子

## 1．配偶者の税額軽減とは・・・

被相続人の配偶者が、相続により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税はかからないという制度です。

※正味の遺産額＝債務・葬式費用控除後、３年内贈与加算後

（1）１億 6,000 万円

（2）配偶者の法定相続分相当額（下表参照）

＜配偶者の法定相続分 1/2 の場合＞

■正味の遺産額≦１億 6,000 万円

→配偶者が全額取得すれば、相続税は０

■１億 6,000 万円＜正味の遺産額≦３億 2,000 万円

→配偶者の正味遺産額が１億 6,000 万円までなら、配偶者の相続税は０

■正味の遺産額＞３億 2,000 万円

→配偶者の正味遺産額が、全体の 1/2 以下までなら、配偶者の相続税は０

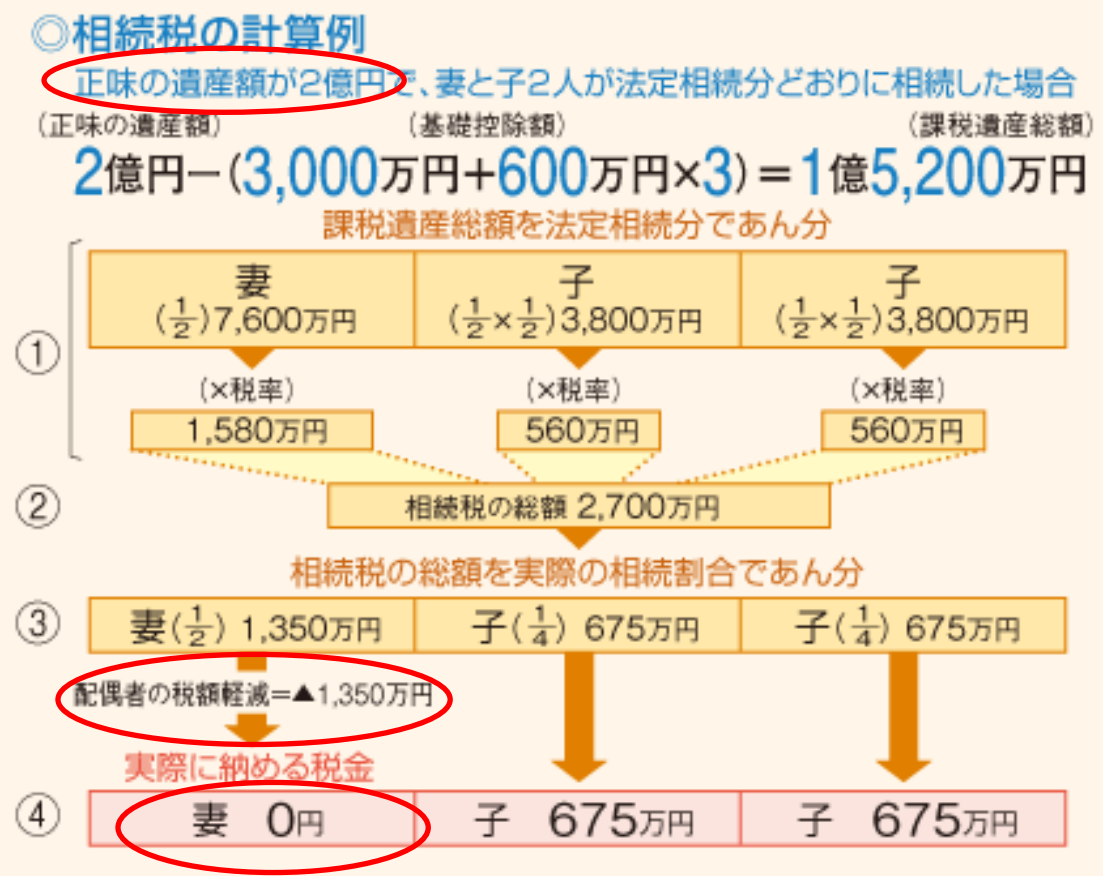


配偶者の正味遺産額が１億 6,000 万円までなので、配偶者の相続税は０

2,700 万円

↓

1,350 万円

| 相続人 | | 法定相続分 |
|---|---|---|
| 子がいる場合 | 配偶者 | ２分の１ |
| | 子 | ２分の１ |
| 子がいない場合 | 配偶者 | ３分の２ |
| | 父母 | ３分の１ |
| 子も父母もいない場合 | 配偶者 | ４分の３ |
| | 兄弟姉妹 | ４分の１ |

## ２．配偶者の税額軽減を上手に活用するポイント

### （ポイント１）　申告期限までに遺産分割を完了させる

配偶者の税額軽減は、申告期限までに遺産分割が完了していることが条件です。未分割の財産は、税額軽減の対象になりません。

### （ポイント２）　他の特例が受けられる財産は、配偶者以外に分割する

配偶者の税額軽減で、配偶者の相続税が０になる場合、他の特例は配偶者以外の相続人が適用する方が、全体の相続税は少なくなります。

### （ポイント３）　税額軽減を上限まで使うのがいいとは限らない

配偶者の税額軽減を限度額いっぱいまで活用すれば、相続税は大幅に減らすことができます。ただし、それが結果的に不利になる場合もあります。

**一次相続**

正味の遺産額　２億円（父）
＜パターン１＞母１億、子 0.5 億×2（左頁）
＜パターン２＞母 1.6 億、子 0.2 億×2

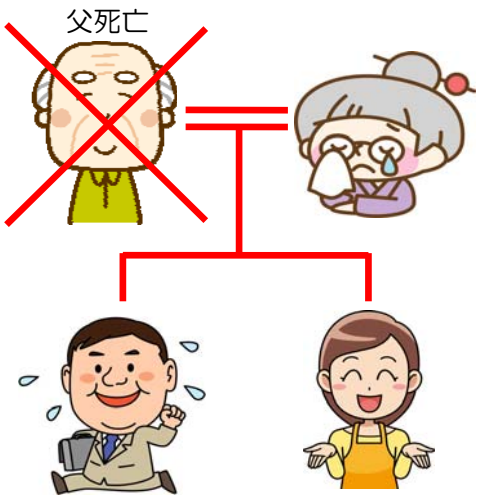


相続税
＜パターン１＞配偶者 0、子 675 万×2（左頁）
＜パターン２＞配偶者 0、子 270 万×2

**二次相続**

正味の遺産額（母）
＜パターン１＞1 億円（子 0.5 億×2）
＜パターン２＞1.6 億円（子 0.8 億×2）

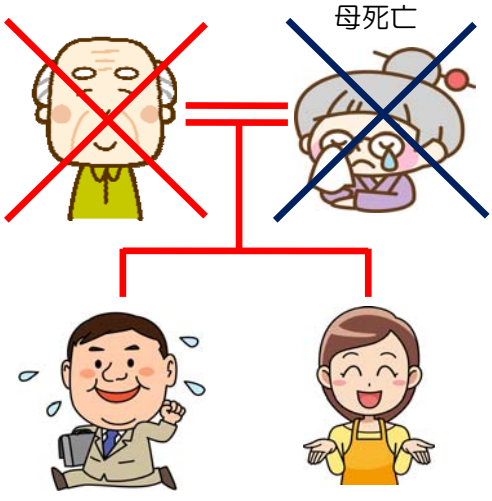


相続税
＜パターン１＞子 385 万×2
＜パターン２＞子 1,070 万×2

１次相続＋２次相続での相続税合計は、
＜パターン１＞2,120 万円　＜　＜パターン２＞2,680 万円

配偶者の税額軽減を上限まで使わない＜パターン１＞の方が、560 万円少ない！

**配偶者の税額軽減は、１次相続＋２次相続の合計で考える！**

# 会社概要

| | | |
|---|---|---|
| 会社名 | マネーコンシェルジュ 税理士法人 | 会社売るなら、ビジサク！ ビジネスサクセション株式会社 |
| 代表 | 今村 仁 | |
| 所在地 | 〒530-0054　大阪府大阪市北区南森町 2-1-29<br>三井住友銀行南森町ビル 3F | 〒107-0052　東京都港区赤坂 8-13-19<br>インペリアル赤坂 1 番館 512 号 |
| 電話番号 | 06-6450-6990 | 03-6455-4275 |
| FAX 番号 | 06-6450-6991 | 03-6455-4276 |
| メールアドレス | info@money-c.com | info@business-s.jp |
| ホームページ | https://www.money-c.com<br>https://sogyo5.money-c.com<br>https://chosa.money-c.com<br>https://kessan.money-c.com<br>https://tsubo.money-c.com | https://www.business-s.jp |
| 営業日 | 月～金　9：00 ～ 17：30 | |
| 休業日 | 土・日・祝日 | |
| 人数 | 9 人（税理士 3 人、グループ全体） | |
| 資本金 | 2,000 万円（グループ全体） | |
| 設立 | 2003 年 | 2007 年 |
| 業務内容 | 税務会計業務全般（電子申告対応）/ 記帳代行業務 / 給与計算代行業務 /<br>経営コンサルティング業務 / 経営分析・事業計画作成支援業務 /<br>新規開業支援業務 / 節税及び金融機関対策業務 / 経理の合理化支援業務 /<br>自計化支援業務 / 会計ソフト導入・運用支援業務 / 相続贈与申告・対策業務 /<br>事業承継支援業務 / 相続名義変更支援業務 / 税務調査対応業務 / IPO 支援業務 /<br>M＆A支援業務 / セミナー講師業務 / 執筆業務<br>◎『認定経営革新等支援機関』に認定 | M&A に関する仲介、斡旋、アドバイザリー業務<br>企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザリー業務<br>MBO 支援業務<br>企業、事業のデューデリジェンス業務<br>事業承継全般のコンサルティング業務<br>セミナー業務・執筆業務など |
| 決算期 | 12 月 | 12 月 |
| 取引銀行 | 三井住友銀行　南森町支店 | 三井住友銀行　赤坂支店 |
| ネットワーク | 株式会社オールアバウト「節税対策」公式ガイド / 株式会社日本 M&A センター「ビジネスサクセション」/<br>ＮＰＯ法人相続アドバイザー協議会 上級アドバイザー / ビジネス会計人クラブ (BAC) 会員 / 日本ファイナンシャルプランナーズ協会 /<br>株式会社ミロク情報サービス / 積水ハウス株式会社 / 大阪商工会議所北支部 / 積和不動産関西株式会社 / 相続名義変更アドバイザー事務所 /<br>宝印刷株式会社 / フジ住宅株式会社 / 株式会社オンデック / 大和ハウス工業株式会社<br>その他、司法書士・社会保険労務士・弁護士・行政書士など | |
| アクセス | <br>地下鉄：大阪メトロ谷町線・堺筋線「南森町駅」①出口を出てすぐ<br>JR　：東西線「大阪天満宮駅」①出口を出てすぐ<br>車　：阪神高速「南森町」下車すぐ | <br>地下鉄：東京メトロ千代田線「乃木坂駅」①出口徒歩5分「赤坂駅」⑦出口徒歩8分<br>東京メトロ銀座線・半蔵門線・都営大江戸線「青山一丁目駅」④北出口徒歩10分<br>東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」⑦出口徒歩10分 |